

消毒用アルコールの安全な取扱い等について

令和2年3月18日付け消防危第77号にて、消防庁より下記のとおり通知がありましたので、事業所及び住民の方々には取扱いについて注意をお願いいたします。

記

今般の新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、手指の消毒等のため、消防法（昭和23年法律第186号）に定める危険物の第四類アルコール類に該当する消毒用アルコール（以下「消毒用アルコール」という。）を使用する機会が増えています。

消毒用アルコールは火気により引火しやすく、また、消毒用アルコールから発生する可燃性蒸気は空気より重く低所に滞留しやすいため、多量に取り扱う場合には換気が必要であるなど、火災予防に留意する必要があります。

このような状況を踏まえ、消毒用アルコールの安全な取扱いについて、火災予防上の一般的な注意事項を取りまとめました。

- 1 消毒用アルコールの使用に際して、火気の近くでは使用しないこと。
- 2 室内の消毒や消毒用アルコールの容器詰替え等に伴い、可燃性蒸気が滞留するおそれのある場所には、通気性の良い場所や換気が行われている場所等で行うこと。
また、みだりに可燃性蒸気を発生させないため、密閉した室内で多量の消毒用アルコールの噴霧は避けること。
- 3 消毒用アルコールの容器を設置・保管する場所は、直射日光が当たる場所や高温となる場所を避けること。
また、消毒用アルコールの容器を落下させたり、衝撃を与えたりする等しないこと。
- 4 消毒用アルコールを容器に詰め替える場合は、漏れ、あふれ又は飛散しないよう注意するとともに、詰め替えた容器に消毒用アルコールである旨や「火気厳禁」等の注意事項を記載すること。

以上